

# 第109回東京都北区都市計画審議会 議 事 録

◇ 日 時 令和3年3月26日(金)  
午後2時00分～午後2時40分

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 15名

会 長 久保田 尚

副会長 村 上 美奈子

委 員 北 原 理 雄 木佐貫 正 三 浦 隆

渡 辺 かつひろ 坂 口 勝 也 大 沢 たかし

近 藤 光 則 戸 枝 大 幸 野 口 将 人

上 野 紀 一 松 本 晴 光 尾 花 秀 雄

齊 藤 正 美

◇ 欠席委員 3名

委 員 小 川 孝 矢 野 誠 山 崎 裕 一

## 1. 開 会

(まちづくり部長)

定刻になりましたので、ただいまから第109回東京都北区都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本審議会の事務局を務めます、まちづくり部長です。どうぞよろしくお願いいたします。議事の前まで司会進行を務めさせていただきます。

本日の審議会は感染症予防対策といたしまして、室内の換気及びアクリルボードの設置、そして着座にて進行させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員等の紹介を行う。

## 3. 出席委員数の報告

(まちづくり部長)

※18名の委員のうち、現在15名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

## 4. 資料の確認

(都市計画課主任)

※資料の確認を行う。

## 5. 議 事

(会長)

皆さん、こんにちは。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

コロナがなかなか収束しない中ですが、こういう形で万全の準備を整えていただきましたので、審議会を開催することができました。本日も慎重かつ効率的な運営を心がけたいと思っておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど事務局よりご報告がありましたとおり、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の議事録作成に当たりましては、議事録署名人として私のほかに、別の委員にもお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これから議事に入ります。本審議会につきましては、原則として公開で行うこととなっております。傍聴の方がいらっしゃいましたらお願いします。

( 傍聴人入場 )

(会長)

では、これから議事に入ります。

本日の諮問事項、第284号議案から第291号議案まで、全て地区計画の変更に關

するものとなっております。各議案について関連がございますので、説明と、それから質疑につきましては一括で行います。その後、採決については議案ごとにさせていただきたいと思っております。

では、まず事務局から一括して説明をお願いいたします。

(まちづくり推進課長)

それでは、第284号議案から第291号議案まで、ご説明させていただきます。

この8議案ですが、いずれも現行の地区計画を変更しようとするものですが、その理由が、各地区計画が引用する上位の法令等の改正を受け、その内容を地区計画に反映させようとする点で共通しており、円滑なご審議をいただくため、一括してご説明をさせていただきます。

それでは、お手元のA3判縦の補足資料をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1で「地区計画」の制度について、改めてご案内しております。

特定の地区について、公共施設の配置や、建築物等の用途・形態等に関する事項を一体的に定めるもので、いわゆる「まちづくりのルール」となっております。

今回変更の対象となるのは次にお示しする変更理由に該当する8地区の地区計画となっております。

次に2で「変更の理由」をお示ししています。大きくは2点ございまして、1点目は(1)として、上位の法令等の改正により、地区計画が引用する条項のずれ等に伴う対応を図るものです。形式的な修正にとどまり、実質的な内容の変更を伴わないものです。これを便宜的に「A」グループとさせていただきます。

2点目の「変更の理由」ですが、法令の改正により、地区計画が引用する条項の内容が改正されたため、その範囲において地区計画のルールを同様に変更するものです。

あくまで、上位の法令等の変更に合わせた変更で、それ以上の変更を含むものではございません。これを便宜的に「B」「C」グループとさせていただきます。

それでは、そのA、B、C各グループの変更内容について、真ん中の表で、ご説明させていただきます。また、下の表では8地区がどのグループに該当するかもお示ししています。さらに、別の図では8地区の地区計画区域の位置をお示ししておりますので、あわせてご確認をお願いします。

まず、Aグループですが、都市計画法及び建築基準法の改正に関わるものです。都市計画法の改正により、新たに用途地域に「田園住居地域」が追加されました。これにより、地区計画の「建築物等の用途の制限」を規定している部分で、項ずれが生じ、それを解消するため変更をするものとなっております。該当する地区計画は下の表の2地区計画でございます。

次に、Bグループですが、東京都建築安全条例の改正に関わるものでございます。建築物の防火・避難に関する規制の合理化が図られたことが改正内容となっております。

この部分、もう少し詳しくご説明いたしますと、建築基準法では、防火・準防火地域内、つまり下の表でBグループに該当いたします志茂地区及び上十条三・四丁目地区においては、建築物の全ての壁・柱等に対し、一律に耐火性能が要求されてきました。これが密集市街地内の建築物の建替えを促進するために、令和元年6月の法改正で、外壁や窓の防火性能を高めることにより、耐火建築物等と同等の安全性を確保できる新たな考え方として「延焼防止建築物」として、建築が可能になったところです。このことを地区計画でも認めるために行うのが、今回の変更内容となっております。

最後に、Cグループですが、風営法の改正に関わるもので、下表の5地区が対象となります。今回の法改正では、建築物の用途の制限が改正され、具体的にはナイトクラブ等で、室内の照度が10ルクスを超える場合は規制の対象外とする扱いとされております。

す。今回の地区計画変更もこの考え方に沿い、「建築物等の用途の制限」について、変更させていただくものでございます。

それでは、8つの議案ほとんど同じ構成となっておりますので、第284号議案を使用いたしまして、その内容をご確認いただければと思います。

恐れ入りますが、資料1の第284号議案をご用意いただけますでしょうか。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目になりますが、区長から本審議会への諮問文となっております。

2ページ目は、概要書となっております、目次のような役割をしております。

1枚おめくりいただきまして3ページ目に、これまでの経過と今後の予定をお示ししています。都市計画法第16条に基づく都市計画変更原案については、8地区いずれも意見書の提出はございませんでした。一方、第17条に基づく都市計画変更案については、いずれも1通の意見書をいただいております。後ほど一括してご紹介させていただきます。

今後としましては、本審議会での議論をいただいたのち、本年4月以降に都市計画決定の告示、区の建築制限条例の改正等を予定しております。

次に、4ページから17ページまでが、変更後の地区計画の内容でございます。11ページ中段の「建築物の構造に関する防火上必要な制限」という部分と、次の12ページ上段の「建築物等の用途の制限」に変更を加えてございます。

改めての確認になりますが、18ページをご覧くださいませでしょうか。都市計画の案の理由書をお示ししています。第284号議案は、Bグループ、Cグループに該当しますので、2つの理由、すなわち2の理由欄の2段落目に東京都建築安全条例の改正によること、3段落目に風営法の改正によることをまとめております。

19ページから26ページが、先ほどご覧いただきました箇所で、具体的に変更を行った部分の変更前・変更後の対照表となっております。ご覧いただければお分かりいただけるかと思いますが、関係規定が詳細にわたっており、改正対象も非常に多くなっておりますが、改正の趣旨にあった必要な事項のみの見直しでございます。

お時間の関係もございますので、変更点一つ一つのご説明は割愛させていただきます。

27ページ目にお移りいただきまして、都市計画案に対する意見書の要旨と区の見解、また、次の28ページ目が都市計画原案に対するものとなっております。

最後に、29ページが都知事との協議結果の通知書で、本地区計画変更について、「都としての意見はない」旨の通知をいただいております。

以上、第284号議案をご説明させていただきましたが、ほかの7議案も同様の構成となっておりますので、こちらもお時間の関係もございますので、説明は省略させていただきます。

最後になりますが、今回の8議案につきましては、都市計画案に対し、反対意見を各1通頂戴しております。いずれも同じ方から、ほぼ同趣旨のご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

やはり別紙でお配りしてございます、A3判縦の青い文字も使った資料をご覧くださいませでしょうか。

第284号議案でご紹介しますと、いただいた意見と申しますのは「他地区において、樹木の維持保全をすることが地区計画の目標に定められているにも拘らず、樹木を伐採されました。区が地区計画の目標等を守らなくてよいことを示した。このような作為的行政の下では、地区計画の変更など意味がない」といった趣旨のご意見でした。

若干補足させていただきますと、ここで意見をいただいた方がいう「他地区」と申しますのは、裏面の第289号議案となっております十条駅西口地区のことです。区が樹木を伐採したと申しますのは、組合施行で進んでおります市街地再開発事業の中で、で

きる限り樹木の保存・移設を行いながら、やむなく伐採した樹木を指されているのだらうと、認識しています。その上で、共通する区の見解でございますが、まず黒字部分で、地区計画を定めた地区では、地区の特性により目標に樹木の保全を盛り込むかどうかの別はあるものの、区の姿勢として、緑豊かな街並みを形成するよう緑化を推進している旨を明らかにしております。

その上で、青字部分のところで、それぞれの地区計画の変更の趣旨をご説明する構成とさせていただきます。

また、意見者が直接問題にされている十条駅西口地区につきましては、第289号議案になりますが、もう一度ご覧いただきますと、質問の内容が少しほかの7地区と変わっております。それに対応した区の見解をお示ししてございまして、具体的には(2)で文教地区にふさわしくない業種、地区計画上は建築物の用途となりますが、こういった変更内容はよろしくないのではというご意見をいただいております。これに対する区の見解ですが、冒頭からご説明してきておりますが、法改正に伴う変更の域を出ない変更を行うもので、それ以上に緩和したものではありませんことを区の見解としてお示ししております。

以上、長くなりましたが、8議案について、一括してご説明をさせていただきました。

(会長)

では、ただいまの説明のありました8議案につきまして、全体的なご意見、あるいは個別でのご意見、ご質問、なんなりとご発言いただければと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

(委員)

お伺いします。議案の内容についてではなく申し訳ないのですが、まず8つの共通といたしまして、縦覧意見が極端に少ないような状況があると思います。ちなみにお伺いしたいのは、これまでこういった地区計画の変更について、今回も自治会の掲示板と北区ニュースでお知らせいただいたということなんですけれども、従前のお知らせというのはこの2つに限ったことだったのでしょか。

(まちづくり推進課長)

北区の広報誌であります北区ニュースには当然掲載しております。一方で、すでにご説明させていただいておりますが、地区計画そのものの制限を強化するような内容にはなっておりませんというような注記もご案内しております。いただく意見が少なかつたのも、そのようなことが関係しているのではないかとと思われるところでございます。

(委員)

意見がないということについては、今回の変更で実質的な変更はないということなので、やむを得ないのかなというふうに思いますけれども、やはり縦覧者が少なかつたことについては、何らかの原因があつたのかなと思います。例えば、今でも縦覧をしようとする場合には、どちらかの場所に出向いて資料を見るというような形になると思うのですが、やはり今のコロナの情勢で、例えば縦覧希望者がオンラインなどでこういった資料を見るというような運用方法というのはできないものでしょうか。この辺についてはいかがですか。

(まちづくり推進課長)

例えばになりますが、昨年の夏、都市計画決定をいただいた赤羽駅東口の市街地再開

発事業につきましては、やはりコロナ禍で公聴会も開けない状況でございました。そのときに都市計画図書全部と説明会でご説明しようと思ったスライドを全て区の公式ホームページでご紹介をしたというような取組みもしております。できるところについてはその都度になりますが、新しい生活様式というのを意識しながら対応させていただいているところでございます。また、後ほどご紹介しますが、新しい取組みにも着手しております。

(委員)

ぜひ、よろしくお願いいたします。

(会長)

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

( なし )

(会長)

それでは、これより東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づき、議案ごとに採決を行います。

まず、最初は第284号議案「東京都市計画防災街区整備地区計画の変更について（志茂地区防災街区整備地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございました。全員の方に挙手いただいておりますので、案のとおり了承ということで区長に答申をすることといたします。

次に、第285号議案「東京都市計画防災街区整備地区計画の変更について（上十条三・四丁目地区防災街区整備地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございます。全員の方に挙手いただいておりますので、案のとおり了承として区長に答申をすることといたします。

続きまして、第286号議案「東京都市計画地区計画の変更について（浮間舟渡駅周辺地区地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございます。全員の方に挙手をいただいておりますので、案のとおり了承として区長に答申いたします。

次に、第287号議案「東京都市計画地区計画の変更について（田端駅周辺地区地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございます。全員の方に賛成いただきましたので、案のとおり了承として区長に答申することといたします。

次に、第288号議案「東京都市計画地区計画の変更について（田端二丁目周辺地区地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

全員の方に賛成いただきましたので、案のとおり了承として区長に答申することといたします。

次に、第289号議案「東京都市計画地区計画の変更について（十条駅西口地区地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございます。全員の方に賛成をいただいておりますので、案のとおり了承として区長に答申することといたします。

次に、第290号議案「東京都市計画地区計画の変更について（補助83号線周辺南地区地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございます。全員の方に挙手をいただきましたので、案のとおり了承として区長に答申することといたします。

最後に、第291号議案「東京都市計画地区計画の変更について（補助83号線周辺北地区地区計画）」（北区決定）の案件でございます。

本議案につきまして、原案のとおり区長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 全会一致 )

(会長)

ありがとうございます。全員の方に挙手をいただきましたので、案のとおり了承として区長に答申することといたします。

続きまして、報告事項でございます。「赤羽台周辺地区地区計画等の都市計画変更の予定について」です。所管課からのご報告をお願いいたします。

(まちづくり推進課長)

それでは、本日席上に配付させていただきました資料によりまして、ご説明をさせていただきます。資料の配付が当日になりまして、誠に申し訳ございません。

赤羽台周辺地区地区計画等の都市計画変更の予定について、ご報告をさせていただきます。

初めに、今回ご報告をさせていただく趣旨について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

本件は次回の都市計画審議会に諮問を予定している案件でございます。通常、事前にこのような形で案件の予告をすることはしておりませんが、新たなまちの動きに合わせてお諮りする案件でございます。区民の方々の関心が高いものについては審議会の委員の皆様にも事前にご承知おきいただきたいという趣旨でお知らせをするものでございます。

それでは、ご説明させていただきます。

初めに、1の要旨でございます。区ではこれまで、地区計画を都市計画決定しています赤羽台団地を中心とする赤羽台周辺地区におきまして、UR都市機構による団地の建替事業に合わせ、周辺地区のまちづくりを推進してきたところでございます。

この間、地区内の1ヘクタールほどございます区の学校跡地につきましては、跡地利活用計画を策定し、北区で初めてとなる児童相談所等からなる複合施設の建設を計画させていただく一方、余剰地につきましては、魅力あるまちづくりのために有効活用を図るべく、隣接するUR用地と連携した一体活用について、UR都市機構と検討を進めてきたところでございます。

このたび、両者の連携によるまちづくりを推進するため、学校跡地のうち、児童相談所等建設用地を除く区有地とUR用地を一体活用し、事業を推進する基本的方針についての協議がまとまったところでございます。

区ではこれを契機に、この間の地区内におけるUR都市機構や東洋大学などによる大規模な土地利用転換、それに伴う周辺環境の変化に対応した一層魅力あるまちづくりを誘導するとともに、まちづくりの課題として、公共的な施設の整備等を新たに位置づけ、解決しようという取り組みを位置づけるために、地区計画の変更を予定しているものでございます。

ご案内が遅れましたが、区とURの土地の一体活用を図るエリアは、下の図の赤羽駅に最も近い部分、ピンク色の部分がURの用地で、その上にある部分が区の学校跡地です。一体活用するのはそのうちの一部でございます。

裏面にお移りいただきまして、区とURによる取り組みの内容をご紹介します。

初めに、区の基本方針を3点ほどまとめておりますが、特に1点目、「北区都市計画マスタープラン2020」で新たに都市中心拠点に位置づけている赤羽に、隣接する地



区としてふさわしい土地利用を図ることとしております。具体的には、多様で良質な都市型住宅を中心に生活利便施設の誘導を図ろうとするものとなっております。

また、2点目には、学校跡地を魅力あるまちづくりに有効活用することを挙げております。

そして、3点目ではその具体策として、まちづくりの課題となっているバリアフリー化を伴う新たなアクセスルートの整備や、自転車駐輪場の整備を挙げております。

その下には、参考までに区とURで締結した協定の概要をお示ししておりますが、区とURが共同で譲渡先を募ること、その譲渡先にはお示しの4点に代表される条件等を付して土地を譲ることを挙げております。

特に①では赤羽台周辺地区のゲートウェイ、新しい玄関口として都市生活拠点の形成を目指すこととしております。

前振りが長くなりましたが、これらの取り組みや考え方を背景に予定しています地区計画変更の内容について、ご説明をさせていただきます。

2で地区計画の変更理由を大きく整理しております。

1点目は都市計画マスタープラン2020との整合で、新たに地区連携拠点として位置づけた本地区に生活利便機能等の集積を図ること、また、先ほどご紹介しましたが、都市中心拠点である赤羽駅周辺に近接するエリアについては、地域の特色に応じた都市機能の立地を誘導することを挙げております。

また、2点目として、地区周辺を取り巻く環境の変化に即応することを挙げております。東洋大学の新たな学部の新設により、この春から新たに約2,000人の学生が通うキャンパスが開設されるなど、地区内の新たな土地利用により、人の流れが大きく変わることに対応した都市基盤の整備を図ろうとするものでございます。また、その整備については、近年、必要性が高まっております大規模水害時の低地側から高台側への避難経路にしたいという考えをもっているところです。

3では地区計画の変更内容をお示ししております。(1)の目標では、区による子育て相談拠点の整備、児童相談所等複合施設のことですが、そのほかURによる住宅団地に関わる情報発信施設の整備や大規模水害に備えた高台避難を可能とする避難ルートの確保等、新たに位置づけたいと考えております。

(2)の土地利用方針では、やはりURによる情報発信施設の整備や、区とURによる土地の一体利用による地区の新たなゲートウェイ、玄関口の形成等を位置づけたいと考えております。

(3)の地区施設では、やはり一体利用によって新たな駅周辺と本地区とのバリアフリー化を伴うアクセスルートの確保や、広場の新設・移設を位置づけようと考えております。

また、4では地区計画の変更に合わせて行う都市計画変更についてもご紹介をしております。まずは用途地域を先ほどご紹介しました区の学校跡地とUR所有地の街区、約2ヘクタールについて、現在の第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更させていただく予定でございます。

あわせて、容積率についても現行の200%から300%に変更を予定しております。

あわせて、高度地区については、第2種高度地区を第3種高度地区に、また日影規制についても変更を予定しております。

最後になりますが、今後の予定でございます。都市計画法第16条に基づく地区計画変更に関わる都市計画変更手続きを4月9日から開始をさせていただきます。それに先がけ、先ほどご紹介しました事業全般について、コロナ禍で説明会、公聴会の開催が難しい状況を踏まえ、それに代わる対応として、先ほどご意見もいただきましたが、初めての取り組みとして、区の公式YouTubeで動画の配信を開始いたします。本日、お

手元には動画配信についてのPRチラシをお配りしております。委員の皆様方にはぜひご視聴いただければと存じます。

以降、東京都による用途地域、北区による高度地区の都市計画変更手続きが開始される予定となっております。

最後になりますが、本審議会への諮問は次回の都市計画審議会となりますので、本日につきましては、冒頭ご説明いたしましたとおり、あくまで事前のご周知ということで、ご説明しました範囲でご不明な点等についてはお答えしたいと思いますと思いますが、ご意見等につきましては、改めて諮問以降に頂戴したいと考えております。何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。

私からは以上になります。

(会長)

ありがとうございました。ということのようですが、何かこの段階でご質問などがありましたら、いただいております。いかがでしょうか。

( なし )

(会長)

よろしいですかね。それでは、動画も見られるようになるようでございますので、ぜひ、私も見たいと思います。ありがとうございました。

それでは、もう1件報告事項がございます。用途地域等の一括変更への取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

都市計画課長です。では、最後になります報告事項です。前回、前々回に引き続きまして、用途地域等の一括変更への取り組み状況についてです。

右上に資料10と記載された資料をご覧ください。

それでは、早速表紙をおめくりください。趣旨につきましては、これまで同様、前回もご報告いたしました取り組み状況のご報告に関するものです。

2番目について、現況の変更検討箇所について抽出を進めておりまして、10月から東京都との協議を開始した旨、前回ご報告いたしました。本協議は引き続いて継続しておりまして、今回は変更箇所の事例として2例、代表的な部分をご紹介します。

1つ目は地形地物が改変されたという例でございます。ページ下に地形図が2つ並んでおります。左側の地形図、これは現行で決定されております平成16年の議定図となっております。右側が現在使っております平成27年の地形図となります。こちらをご覧くださいますと、浮間地区、荒川の土手の上に荒川防災ステーションが整備されまして、従前用途境界でありました区道が、図面上右下のところに付替をされております。こういった地形地物の変更によりまして、紫色で表示されてございます準工業地域の一部を水色の工業地域等に変更し、区道中心である用途境を付替に伴って変更しようという、地形地物の変更という例でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。こちらは土地利用転換による例でございます。上下に図を並べておりますが、その上側、平成16年現況の議定図となっております。図の中央部分に工場がございましたが、こちらの土地利用転換が完了したことによりまして、平成29年に都市計画決定されました豊島四丁目地区再開発等促進区を定める地区計画、これにおいて想定されてございました区域内の水色

の工業地域をだいたい色の第二種住居地域等に変更するものです。こちらの部分が地区計画の区域となっております。こういった工場の土地利用転換に伴う部分は、今回の一括変更においてはこの1例のみとなりますが、このような例を土地利用転換として想定しております。今後、順次変更箇所を抽出してデータを作成し、都へ提出することで、都市計画決定の手続きを進めていこうとするものです。

最後になりますが、今後の予定ということで、最終的には令和5年度に都市計画の変更決定をする取組みを引き続き進めてまいります。

ご報告は以上でございます。

(会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

( なし )

(会長)

よろしいですかね。それでは、また改めまして、審議会にてお諮りする際はよろしくお願いいたします。

## 6. 閉 会

(会長)

以上で本日予定しておりました議事は終了でございます。何か事務局ないし委員の皆様からご発言はございますでしょうか。

( なし )

(会長)

よろしいですか。では、おかげさまで皆様のご協力によりまして、本日も滞りなく審議が終了いたしました。お疲れ様でした。

では、事務局にマイクをお返しします。

(まちづくり部長)

このような状況下の中、また、お忙しい中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。無事、諮問事項8件、報告事項2件ご審議をいただきました。ありがとうございます。

本日はこれもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。